

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（128）」

2. 日時：令和4年10月24日（月）13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：岩田安全管理調査官、三井上席安全審査官、永井主任安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与、馬場係員

電源開発株式会社※ 執行役員原子力事業本部原子力技術部長 他13名

※テレビ会議システムによる出席

5. 概要

(1) 電源開発（株）より、平成26年12月16日に申請のあった大間原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に関し、第1043回審査会合（本年4月22日実施。以下、「前回会合」という。）の指摘事項及びそれらに対する検討方針について、説明があった。

(2) 原子力規制庁は、説明内容に対し、以下の事項について事実確認を行った。

① シームS-11の活動性評価を行うに当たり、前回会合で指摘しているように、評価対象領域としてシームS-11層準（FT5-3）全体とすること。その上で、後期更新世以降の変位に着目して、「深部のシーム」と「地表付近のシーム」とに分離して評価するのであれば、評価方針の妥当性及び評価対象範囲を明確にして説明すること。

② 前回会合のコメント回答及び評価方針の変更点については、資料の冒頭に示して説明すること。

- ③ シームS-11の地質調査結果等について、事実と解釈は明確に分離して説明すること。
- ④ 重要施設基礎地盤側面に露頭するシームS-11の工学的対処の考え方について、どのようにして基準への適合性を説明しているのか、明確にすること。

(3) 電源開発(株)から、上記内容について、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 地震・津波関係に係る検討状況及び今後の工程について
- ・ 大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造(コメント回答 その15)
(シームS-11の評価方針)
- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)